参考様式13

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番　　　　　　号  　　　令和　年　月　日  面会制限解除通知書（例）  　　　　　 　　　　　　　　　様  　　　　　○○市（町）長      　次のとおり、○○市（町）町が、令和　年　月　日付け第　　　号により面会制限した、高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第１３条に基づく、対象者との面会制限を解除します。 | | |
| 面会制限を解除される者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 生　年　月　日 | 年　　　月　　　日生　(　　　歳) |
| 面会制限を解除する理由 |  | |
| 対象者 | 住所又は居所 |  |
| 氏　　　　　　名 | （男・女） |
| 生　年　月　日 | 年　　　月　　　日生　(　　　歳) |
| 問い合わせ先 | ○○市（町）　地域包括支援センター  住所：○○市（町）　　　　　　　　　　　　連絡先： | |

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○市（町）長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○市（町）を被告として(訴訟において○○市（町）を代表する者は○○市（町）長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。